

経済安全保障ワーキンググループ（第5回）

議事録

1. 日時

令和6年10月18日（火）14：00～14：30

2. 開催方法

WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

構成員：

山本隆司（東京大学大学院 法学政治学研究科 教授）、相田仁（東京大学 特命教授）、田島正広（弁護士、田島・寺西・遠藤法律事務所 代表パートナー）、手塚悟（慶應義塾大学 グローバルリサーチインスティテュート 特任教授）、根本直子（早稲田大学大学院 経営管理研究科 教授）

オブザーバ：

内閣官房国家安全保障局、外務省、財務省、株式会社東京証券取引所、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、LINEヤフー株式会社

総務省：

竹内総務事務次官、湯本総合通信基盤局長、大村電気通信事業部長、吉田総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、石谷事業政策課調査官、五十嵐電気通信技術システム課長、沼田電気通信技術システム課端末認証分析官、岡本国際戦略局参事官、堀川投資審査室長、上野多国間経済室長、渡部事業政策課市場評価企画官、小杉事業政策課課長補佐

【山本主査】 本日は、皆様、御参加をいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから経済安全保障ワーキンググループ第5回会合を開催いたします。

まず、開催に当たりまして、事務局から留意事項等の御説明をお願いいたします。

【事務局（小杉）】 事務局でございます。本日はWEB会議による開催のため、御発言に当たっては、御名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

資料につきましては、資料5-1と資料5-2でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

【山本主査】 それでは、本日の議事に入ります。

経済安全保障ワーキンググループの検討項目につきましては、前回会合で取りまとめられた論点整理を踏まえまして、事務局でこれまでの議論の内容を項目ごとに整理し、報告書（案）として取りまとめております。この報告書（案）につきましては、本日、議論いただきまして、よろしければ、親会である通信政策特別委員会に報告したいと考えております。

それでは、まず事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局（渡部）】 事務局でございます。資料5-1に基づきまして、経済安全保障ワーキンググループの報告書（案）について御説明いたします。

ただいま山本主査からありましたように、前回会合での論点整理を踏まえて、これまで本ワーキンググループで御議論いただいた内容を事務局において報告書（案）としてまとめさせていただいております。

まず、目次を御覧ください。「はじめに」で検討の経緯を記しております。第1章で、外資等規制の現状と課題、第2章から第4章までで、外資総量規制、個別投資審査、外国人役員規制の順に方向性を整理しております。

2ページ目、第1章、外資等規制の現状と課題を御覧ください。

まず、1ポツとして、外資等規制等の現状を整理しております。（1）①では、外資規制としてNTT法の外資総量規制と外為法の個別投資審査について、②では、NTTに対する外国人役員規制について記載しております。③では、1984年の電気通信事業法制定時に主要事業者に課せられていた外資等規制が、WTO交渉を経て1998年に撤廃され、

それ以降の国際約束では、留保を設けたN T Tに対する規制を除いて自由化を約束してきている旨を記載しております。④では、諸外国の外資等規制の現状として、我が国と同様に、通信関係法において外資総量規制や外国人役員規制を設けている国もあれば、我が国の外為法の個別投資審査に相当する規律のみが存在する国もあるなど、国により様々である旨を記載しております。

(2)では、より大きな枠で経済安全保障に関係する取組を捉える観点から、外資等規制以外の関係制度の現状を記載しております。①経済安全保障推進法では、通信を含む基幹インフラ事業を行う事業者を対象に、重要設備の導入や維持管理の委託について、事前届出により審査する制度が設けられております。通信分野では、N T T各社に加えK D D I、ソフトバンク、楽天モバイル等、10社が審査対象事業者として指定されております。

②電気通信事業法では、2022年の改正で、大規模事業者に対して、特定利用者情報の取扱方針の策定・公表義務を課し、外国に設置する設備に特定利用者情報を保存する場合には、その国名やガバメントアクセス制度の有無等を記載させる制度が導入されております。

こうした制度の現状を踏まえて、2ポツとして、外資等規制の課題を記載しております。

5ページ目、2段落目を御覧ください。

通信サービスの重要性が高まっていること、国際情勢の複雑化等により、近年、国家・国民の安全を経済面から確保するための取組を強化・推進することが重要となっていること等を踏まえ、外資等規制について、時代に即した在り方を検討することが必要となっているとしております。その際、外資等規制には、事業活動や投資の自由等を制約する側面があることや、国際約束との整合性にも留意が必要であること、また、経済安全保障に関連する他の制度との関係を踏まえた検討も必要であるとしております。最後に、このような認識の下で、本ワーキンググループでは、外資総量規制、個別投資審査、外国人役員規制の在り方について検討を行うものであるとしてございます。

続きまして、6ページ目、第2章、外資総量規制の在り方を御覧ください。

まず、第1節として、N T Tの外資総量規制について示してございます。

「1. 現状と課題」では、N T T法において、N T T持株には外国人等の議決権保有割合が3分の1以上となることを禁止する外資総量規制が課されていることと、これに対してN T Tからは、外資総量規制は世界的に廃止するのが潮流であること、N T Tのみを特別に規制する合理性は失われていること、外資総量規制は、積極的に受け入れるべき投資

も含めて制限してしまう仕組みであることから、外資総量規制を廃止し、個別投資審査を強化すべきとの意見が示されていることを記載してございます。

その上で、①から③にございますが、本ワーキンググループでは、NTT持株のみに外資総量規制を課す必要性、事業活動や投資の自由とのバランスから見た妥当性、個別投資審査による代替可能性の3つの観点から、外資総量規制の在り方の検討を行うものとしてございます。

7ページ目、「2. 取組の方向性」を御覧ください。ワーキンググループにおける検討結果としての取組の方向性を記載しております。

(1)では、NTTに対する外資総量規制の必要性につきまして、NTT東西の線路敷設基盤や電気通信設備は、我が国の通信インフラ全体を支える公共的な役割を担い、NTTの経営から外国の影響力を排除することは、NTTだけでなく我が国の通信事業者全体の通信サービスの安定的な提供を確保する上で重要であること等に鑑みれば、NTT持株に対して外資総量規制を引き続き課す必要性があると認められるとしております。なお、経済安全保障の重要性が高まる近年において、諸外国で、外資総量規制について廃止の動きは見られないとの点も記載をしております。

(2)では、事業活動・投資の自由とのバランスからみた外資総量規制の妥当性について記載しております。

8ページ目を御覧ください。

NTT持株は、新株発行よりもむしろ自社株買いによる資本効率の向上に取り組んでいること、NTT持株の外国人等の議決権割合は、近年は20%台前半で推移し、外資総量規制の閾値である3分の1を大きく下回っている状況にあること、仮に外国人等の議決権割合が閾値に達した場合でも、外国人等による株式取得は可能であり、議決権は制限されるものの、利益配当は制限されないこと、投資家から外資総量規制を撤廃すべきとの特段の要望はなく、外資総量規制により積極的に受け入れるべき投資が制限されているとまでは言えないことから、事業活動や投資の自由とのバランスにおいて問題が生じているとは認められず、外資総量規制を引き続き課す妥当性があると認められるとしております。

(3)では、個別投資審査の強化による外資総量規制の代替性について記載しております。NTT法の外資総量規制は、国籍要件を採用し、居住地が国外か否かを問わず外国人による投資は全て対象とするところ、外為法の個別投資審査は、居住要件を採用し、日本に居住する外国人による投資は対象外となるため、両法の規制対象は異なり、外為法の個

別投資審査により、N T T法の外資総量規制を代替することは困難と考えられるとしております。

加えまして、外為法とN T T法は、目的と手段に差異がある中で、これまで相まって有効に機能してきたこと、近年、経済安全保障上のリスクが高まる中で、通信サービスの安定的提供を損なうおそれがある見直しはできる限り避けるべきであることなどから、引き続き、外為法の個別投資審査とN T T法の外資総量規制が相まって、外国の影響力排除を図ることが適当であるとしております。

(4)では、まとめといたしまして、N T T持株に対する外資総量規制は、その必要性や妥当性が認められること、外為法の個別等審査による代替も困難であること等に鑑みれば、維持することが適当であるとしております。なお、その在り方については、個別投資審査制度や今後の様々な情勢を踏まえつつ、不断の検討が必要であるとしております。加えまして、経済安全保障の重要性が高まる中で、外資総量規制の実効性を確保することが重要となるため、遵守状況等を定期的に確認する制度を導入することが適当であるとしてございます。

続いて、10ページ目を御覧ください。

第2節として、N T T以外の主要通信事業者に対する外資総量規制について記載しております。

「1. 現状と課題」では、旧第一種電気通信事業者に外資総量規制が課されていたところが、W T O自由化約束等を経て全廃されていること。他方で、N T Tからは、モバイル事業者にもN T Tと同等の総量規制が必要との意見が示されていることを記載してございます。

「2. 取組の方向性」では、本ワーキンググループで御議論いただいた結果をまとめております。主要通信事業者のサービスの提供に当たりまして、N T Tの線路敷設基盤と電気通信設備に大きく依存している状況にあること。したがって、N T Tの線路敷設基盤等は、我が国の通信インフラ全体を支える公共的な役割を担っていることに鑑みれば、N T Tとそれ以外の主要通信事業者の間では、外資総量規制の必要性に差異があるとしております。

11ページを御覧ください。

また、主要通信事業者を外資総量規制の対象とすることについては、対日直接投資促進政策の阻害の懸念や、我が国の通信事業者の海外展開を阻害する可能性があることに加え

まして、国際約束との整合性の問題、他の締約国との国際交渉についてもハードルが高いことから、規制導入が実質的には困難となるおそれがある点に留意することが必要としております。

最後の結論といたしましては、このように主要通信事業者に対する外資総量規制については、NTT持株とは必要性に差異があり、導入に伴う様々な課題もあること等に鑑みれば、その在り方については、慎重に検討することが適当であるとしてございます。

続いて、12ページ目を御覧ください。

第3章では、個別投資審査の在り方について記載をしております。

「1. 現状と課題」では、現行の外為法におきまして、外国投資家が株式を1%以上取得する場合に、事前届出が必要となっていること、外為法の事前届出については免除制度があり、いわゆるコア業種に該当する電気通信事業については、10%未満の株式取得であれば、一定の基準を遵守することを前提に事後報告で実施可能とされている旨を記載しております。このような中、NTTからは、NTT以外の主要通信事業者を含めて個別投資審査を強化すべきといった意見が示されておきまして、事前届出免除の撤廃を含めた具体案を示されているところでございます。

「2. 取組の方向性」において、本ワーキンググループでの議論の結果を整理しております。

13ページ目を御覧ください。

個別投資審査は、審査終了までは株式取得が認められない入口規制であり、投資家の投資判断等に与える影響が相対的に大きいことから、丁寧な検討が必要と考えられるとしております。このような中、本ワーキンググループにおいて、財務省から説明があったように、外為法については、投資家属性に照らして経済安全保障上のリスクが典型的に低いとは認められない外国投資家が事前届出の免除制度を利用できないようにするなど、個別投資審査の制度見直しが検討されているところでございます。このような取組は、国際約束との整合性が確保できるのであれば望ましいと考えられるとしてございます。このように、主要通信事業者に対する個別投資審査の強化は、外為法における対応状況等も踏まえつつ、引き続き検討することが適当であるとしてございます。

14ページ目を御覧ください。

第4章として、外国人役員規制の在り方について記載をしております。

「1. 現状と課題」では、NTT法における外国人役員規制について、従来、外国人役

員が一切認められていなかったですが、本審議会の第一次答申を踏まえまして、2024年4月のNTT法の改正により、「代表取締役への就任」と「役員の3分の1以上を占めること」を禁止する規制に緩和された旨を記載しております。他方で、NTT以外の主要事業者については、WTO自由化約束を経て、規制が全廃されている状況にあることを併せて記載しております。NTTからは、外国人役員規制の在り方につきましても、主要通信事業者を対象に検討すべきとの意見が示されているところでございます。

「2. 取組の方向性」では、本ワーキンググループでの御議論の結果をまとめてございます。2024年4月のNTT法改正で緩和されましたNTTの外国人役員規制につきましては、更なる規制の見直しについて、外国人役員の就任や国際展開の取組状況など、今回の規制緩和の効果・影響等を検証した上で、引き続き検討することが適当であるとしております。また、NTT以外の主要通信事業者に対する外国人役員規制につきましては、NTTの担っている公共的な役割等に鑑みれば、他の主要通信事業者との間では外国人役員規制の必要性には差異があること、国際約束との整合性の問題や他の締約国との交渉にもハードルが高いことを踏まえまして、規制導入が実質的には困難となるおそれがある点に留意が必要であり、NTT以外の主要通信事業者に対する外国人役員規制については、NTTとは必要性に差異があること、導入に伴う様々な課題もあること等に鑑みれば、その在り方は慎重に検討することが適当であるとしてございます。

以上が報告書の御説明でございます。

16ページ以降には、資料編といたしまして、本ワーキンググループの開催要綱、開催経緯、各会合におきまして構成員、御参加いただいたオブザーバの各事業者等から寄せられた意見について、論点ごとに整理したものを掲載しております。

事務局からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の御説明を踏まえまして、報告書（案）について、構成員の皆様から御意見等ございましたら、チャット欄でお知らせください。よろしく願いします。いかがでしょうか。

議論全体を的確にまとめていただいているのではないかと思います。何かございましたら遠慮なくお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

根本構成員、お願いします。

【根本構成員】 根本です。ただいま山本主査がおっしゃったように、大変論理的に、

的確にまとめていらっしゃると思いますので、大きな異論はございません。

2点コメントがございます。外資総量規制の実効性の確保について書き加えていただいておりますが、放送業においても過去、そのような問題が生じていたため、故意ではなくても起きてしまうこともありますので、その実効性の確保は、ぜひなるべく早期に具体策を実行していただきたいと思います。また、その際は総務省においても、民間企業にもあまり事務負担がないような、なるべく合理的な形でお願いしたいです。

もう一つは、13ページです。本ワーキンググループの領域を少し超えるのかもしれませんが、個別投資審査の強化には、御記載いただいたとおり慎重に対応するほうがいいかと思っています。私は、市場関係の仕事をしていたのですが、日本の個別投資審査のスレッシュホールドは、欧州に比べると比較的厳しく、低いスレッシュホールドを設けております。それをさらに厳しくすることが対日投資の活発化に影響を及ぼさないとも限りませんので、リスクが非常に高い投資に焦点を当てるようにして、メリハリのある対応をお願いしたいです。

以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。田島構成員、お願いします。

【田島構成員】 田島でございます。大変的確な、そして、全範囲を網羅していただいた取りまとめをいただいたものであり、内容に全く異議ございません。

少し申し上げるならば、NTT法における外資総量規制と外為法の個別審査は、目的、規制対象を異にすることから、引き続き併存することとせざるを得ないと思いますが、それは個別投資審査での限界も踏まえてとのことになります。

一方で、NTT法における外国人役員規制においては、条件次第では、なお開放の余地があるのではないかと考えています。その規制の根拠は、管路・とう道などの公共基盤をNTTが保有している点に非常に重要な意味を持っていることになりますので、逆に言えば、その管理について、特に濫用的な執行によって公共基盤が失われるような事態、外国企業に販売されてしまう、あるいは破壊されてしまうような事態をしっかりと保全できるような管理保全体制が必要であり、これが公のメスが入る形で確立されるのであれば、役員の過半数を外国人役員に開放する、あるいは代表取締役外国人を処遇するとのこととも可能となり得ると思います。NTTとして有為な外国人材を活用して、より一層グローバルな展開を図りたいとの思いはきつとおありだと思いますので、公共基盤の保全をどのよう

に制度的に担保できるのかが重要と思っています。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

管路・とう道の維持管理の制度・仕組みについては、他のワーキンググループでも議論されているところです。経済安全保障ワーキンググループの問題といたしましては、14ページにありますように、法改正をして、外国人役員規制を緩和したところがございますので、その影響や効果を見ながら、あるいは、今御指摘のありました管路・とう道等の管理の仕組みの在り方等々に鑑みて、今後引き続き検討していく必要があるかと思えます。

御指摘いただきましてありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

報告書そのものでなくても、今日が本ワーキンググループの最終回になるかと思えますので、何か御意見があればいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

それでは、手塚構成員、お願いします。

【手塚構成員】 御説明いただきましてありがとうございます。報告書のみならずとのことでしたので、今後気になることについてですが、経済安全保障の視点で通信分野をどのように今後していくのかが、非常に重要なポイントかと思っております。

通信分野は、どちらかという自由濶達に新技術を適用し、広げていく方向性のもので、これはもちろん一番大事ではございますが、そこに経済安全保障の要素が入って、特に「我が国として」のような部分が今後ますます影響してくるだろうと思えます。そのときに、NTT法などの法体系も含めてどのように今後していくのがいいのかが、非常に重要なポイントかなと思えます。ほかの重要インフラ産業とも足並みをそろえなければいけない部分も出てくるのではないかとと思っております。ぜひ今後、そのような視点を通信政策の中に反映していただけるとありがたいと思っております。

報告書の内容につきましては、全て私は賛同いたします。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。通信政策あるいは通信法制度全体にわたって注意すべき点を御指摘いただいたかと思えます。

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議論はこれまでとさせていただきます。

今回、特に修正の意見はいただいておりませんが、今後注意すべき点について種々御指摘いただきましたので、その点は総務省において引き続き注意あるいは継続的に議論をしていただきたいと思います。

報告書につきましては、本日の案のとおり確定をさせることにさせていただきたいといます。若干の文章表現等々、形式的な修正等あるかもしれませんが、基本的には本日の案のとおり確定をさせていただければと思います。その上で、私から親会であります通信政策特別委員会に報告書を報告したいといます。ありがとうございました。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局（小杉）】 ただいま山本主査から御案内のあった通信政策特別委員会へ報告する報告書につきましては、追って皆様にも御連絡させていただきます。取りまとめいただきありがとうございました。

【山本主査】 ありがとうございました。

委員の皆様、オブザーバの皆様には、非常に生産的な意見を出していただきまして、報告書そのものに対する意見もありましたが、今後の通信政策あるいは通信法制度全体にわたって継続的に参考にさせていただけるような非常に有益な意見をいただきました。大変充実した議論ができたと思います。皆様、御協力いただきましてありがとうございます。

それでは、これにて経済安全保障ワーキンググループは閉会といたします。

繰り返しになりますが、皆様には、非常に多様な視点から精力的に御議論をいただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、これで終了いたします。ありがとうございました。

以上